

京都市訓令甲第 18 号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和4年2月28日

京都市長 門 川 大 作

第2条第9号中「紙の文書（以下「紙文書」という。）により」を「文書管理システム等に登録しないで」に改め、同条第10号中「紙文書」を「紙の文書（以下「紙文書」という。）」に改める。

第20条第1項ただし書中「紙文書」の右に「その他文書管理システム等に登録することが困難なもの（以下「登録困難文書等」という。）」を加え、「紙の添付文書」を「当該添付文書」に改め、同条第3項中「紙文書であり」を「登録困難文書等であり、かつ」に改める。

第31条第1項ただし書中「紙文書」を「登録困難文書等」に、「当該紙文書」を「当該文書」に改め、同条第3項中「紙文書であり」を「登録困難文書等であり、かつ」に改める。

第43条第1項各号列記以外の部分中「紙文書」を「登録困難文書等（文書管理システム等に登録することが困難なものにあつては、情報管理課長又は歴史資料館長が必要と認めるものに限る。）」に改め、同条第2項中「とき」の右に「その他同項各号に掲げる年度に引き継ぐことができない事情があるとき」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)